一〇〇一　アイヌ施策推進地域計画の変更を認定した件　一四　二
一〇二　経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第六十三条第一項に規定する指定基金を指定する件　一八　四
一〇三　公文書等の管理に関する法律施行令第五条第一項第四号の規定に基づき、博物館、美術館、図書館その他これらに類する施設であって、保有する歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料について同令第六条の規定による適切な管理を行うものを指定する件の一部を改正する件　二〇　225　一
一〇四　構造改革特別区域計画を認定した件　二四　二
一〇五　構造改革特別区域計画の変更を認定した件　二四　二
一〇六　構造改革特別区域計画の認定を取り消した件　二四　二
一一〇　活動火山対策特別措置法第十三条第一項の規定に基づき、避難施設緊急整備地域を指定した件　三一　232　一二
六　天皇皇后両陛下は美ら島おきなわ文化祭二〇二二（第三十七回国民文化祭及び第二十二回全国障害者芸術・文化祭）に御臨場になる件　三　二
七　天皇皇后両陛下は第四十一回全国豊かな海づくり大会に御臨席になる件　二四　三
○金融庁
五五　金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第十条第一項ただし書の規定により適格機関投資家に該当する者を指定する件の一部を改正する件　三　211　一
五六　銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件の一部を改正する件　二八　四
五七　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一二
五八　銀行法第五十二条の二十五の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一三
五九　信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一三
六〇　協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一四
六一　最終指定親会社及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該最終指定親会社及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件の一部を改正する件　三一　232　一四
六二　金融商品取引業等に関する内閣府令第二条第一項の規定に基づき金融庁長官が定める書類を定める件の一部を改正する件　三一　232　一五
○金融庁、財務省、経済産業省
三　株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一六
○金融庁、厚生労働省
一　労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一七
○金融庁、農林水産省
一〇　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一七
一一　農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一七
一二　漁業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　三一　232　一八
○消費者庁
五　健康増進法第五十一条の規定により、登録試験機関について、許可試験の業務の休止を許可する件　二四　三